プラスチック製容器包装に係る再商品化手法に係る検討について

1.経緯

プラスチック製容器包装に係る再商品化手法について、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループプラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会の合同会合(以下「合同会合」という。)の「取りまとめ」をいただいていたところ(平成19年6月)。

「取りまとめ」では、今後の再商品化のあり方として、

材料リサイクルについて、再商品化の効率化が図られる可能性を有しており、中長期的な検討を進めつつ、こうした取組が進展するまでの間は、多様な再商品化手法のバランスのとれた組合せを確保しつつ、材料リサイクル手法の質を高めることとし、このため、平成20年度より、再商品化製品が一定の品質基準を満たす場合に限り、材料リサイクル手法を優先的に取り扱うべき地域における連携を推進し、地域の各主体のコミュニケーションを図り、分別排出・分別収集・再商品化に関する相互理解を深めることにより地域における連携協働を促進し、効率的な再商品化を実現するためのモデル事業を実施するべきこと等が提言された。

2.取りまとめの内容と実施状況

(1) 入札における材料リサイクル優先の取扱いについて

(財)日本容器包装リサイクル協会は、平成 19 年7月に平成 20 年度入札に当たって材料リサイクル手法の優先が認められる品質基準を設定し公表した。

この基準に基づき2回のサンプル分析を行い、優先する材料リサイクル事業者を 決定した。

基準値

塩素分 0.3%以下

主成分 90%以上

水分 ペレット・減容品1%以下、フレーク・フラフ3%以下

平成21年度入札に当たっても上記品質基準を適用した。ただし、「取りまとめ」が 求める多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せの確保の観点から、緊急措 置として、材料リサイクル事業者について、処理能力を勘案して査定された落札可 能量に調整率0.77を乗じる措置を講じた。

(2) 地域のおける連携の推進について(地域連携モデル事業)

(財)日本容器包装リサイクル協会は、平成20年度から「プラスチック製容器包装に係る再商品化における地域連携モデル事業」を実施することとし、平成19年11月に公募を行い、実施市町村を決定した。また、平成21年度からの対象市町村についても、平成20年10月に公募し、実施市町村を決定している。

実施市町村により選択された再商品化手法について、入札により再商品化事業者が決定される(1年目のみ、2年目は継続して契約)。

平成 20-21 年度実施市町村等 福井県福井市(材料リサイクル) 広島県三原広域市町村圏事務組合(材料リサイクル) 北海道札幌市(ケミカルリサイクル) 神奈川県横浜市(ケミカルリサイクル)

平成 21-22 年度実施市町村等 宮城県仙台市(材料リサイクル) 岐阜県羽島市(材料リサイクル) 広島県福山市(ケミカルリサイクル) 福岡県北九州市(ケミカルリサイクル)

3.今後の対応

多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを引き続き確保していくため、新たな 方策等が必要かどうかについてさらに検討を進めていく。